

神奈川県立かながわ労働プラザ 指定管理者 事業計画書



公益財団法人 神奈川県労働福祉協会

目 次

1 サービスの向上について	
(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	3
(ア) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方	
(イ) 業務の一部を委託する場合の業務内容等	
(2) 施設の維持管理	6
(ア) 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	
(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	9
ア 利用促進のための取組	9
(ア) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	
(イ) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	
(ウ) 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業等の内容	
イ 利用者への対応	17
(ア) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	
(イ) 手話言語条例への対応	
ウ 利用料金	21
(ア) 利用料金の設定	
(イ) 減免の考え方	
(4) 事故防止等安全管理	22
ア 日常時の安全管理	22
(ア) 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	
イ 緊急時の対応	24
(ア) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針	
(イ) 急病人等が生じた場合の対応	
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	29
ア 地域との連携	29
(ア) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	
(イ) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	
2 管理経費の節減等について	
(1) 節減努力等	33
3 団体の業務遂行能力について	
(1) 人的な能力、執行体制	37
ア 執行体制	37
(ア) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	
イ 委託業務のチェック体制	40
(ア) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
ウ 人材育成等	41
(ア) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	
(イ) 労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	
(2) コンプライアンス、社会貢献	45
ア 諸規程の整備	45
(ア) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備	
(イ) 施設・設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況	
イ 環境への配慮	48
(ア) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
ウ 障害者雇用への配慮	49
(ア) 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	
(イ) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方	
エ 社会貢献	52
(ア) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	
(イ) SDGs(持続可能な開発目標)への取組	
(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	54
ア 事故・不祥事への対応	54
(ア) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	
イ 個人情報保護の考え方	55
(ア) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
(4) これまでの実績	59
(ア) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	
(イ) 県または他の自治体における指定取消しの有無	

1 サービスの向上について

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(ア) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方

公益財団法人神奈川県労働福祉協会は、神奈川県立かながわ労働プラザの運営にあたり、「労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供する」という県の設置目的を達成するとともに、「民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費節減を図る」という県が指定管理者制度を導入した趣旨を踏まえる必要があると考えております。

そして、当協会がこれまでかながわ労働プラザ等の公の施設を運営してきた経験を活かすとともに、現在の県の重要施策である「かながわグランドデザイン第3期実施計画」や「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて定められた「かながわSDGs取組方針」等を十分に認識した上で、労働福祉の拠点施設として、働く人すべてにとって魅力的で持続可能なかながわ労働プラザの実現をめざし、全力を挙げて施設運営を行います。

神奈川県立かながわ労働プラザの設置目的

労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供する

当協会がかながわ労働プラザを運営するにあたって踏まえる神奈川県の重要施策

かながわグランドデザイン
第3期実施計画
(2019年度～2022年度)

- 柱Ⅰ 健康長寿
 - ・ 未病 : ライフステージに応じた未病対策
 - ・ 高齢者 : 健康・生きがいづくり
- 柱Ⅱ 経済のエンジン
 - ・ エネルギー : 省エネルギーの促進
- 柱Ⅲ 安全・安心
 - ・ 減災 : 自助・共助の取組みの促進
 - ・ 安心 : 犯罪など起きにくい地域社会づくり、消費者トラブルへの対応と未然防止に向けた取組み
- 柱Ⅳ ひとのチカラ
 - ・ 学び・教育 : 生涯にわたる学びの推進、生涯にわたる学びを支える環境づくり
 - ・ 文化芸術 : 県民の文化芸術活動の充実
 - ・ スポーツ : 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進
 - ・ 雇用 : 就業支援の充実
- 柱Ⅴ まちづくり
 - ・ 環境 : 気候変動への対応

SDGs 17のゴール



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



働きがいも
経済成長も



人や国の不平
等をなくそう



住み続けられ
るまちづくりを



パートナーシップで
目標を達成しよう

① 施設運営にあたっての基本姿勢

長年の実績を踏まえた運営

当協会は、かながわ労働プラザが設立された平成7年度から平成17年度までの11年間は受託事業者として、平成18年度から令和2年度までの15年間は指定管理者として、施設運営を担わせていただいております。

かながわ労働プラザの利用人員は、指定管理者制度導入直前の平成17年度は約23.9万人、第1期指定管理期間中（平成18年度～平成22年度）の年度平均は約30.7万人、第2期指定管理期間中（平成23年度～平成27年度）の年度平均は約34.3万人と増加しました。

そして、現在の第3期指定管理期間（平成28年度～令和2年度）においても、年度平均（平成28年度～令和元年度の4か年平均）約37.1万人に増加しています。

また、各年度2回実施している利用者満足度調査においても、同調査を始めた平成18年度以降90%を超える方々から、特に平成29年度以降は98%を超える方々から満足の評価をいただいております。

さらに、当協会は、川崎市から「川崎市生活文化会館(てくのかわさき)」と「川崎市立労働会館(サンピアンかわさき)」の指定管理者の指定を受けており、長年にわたって類似施設の管理運営者としての経験やノウハウを有しています。

今後も、こうした実績等を活かしながら、かながわ労働プラザの設置目的の達成に向けて邁進してまいります。

熱い思いを持ってチャレンジし続ける運営

当協会は、神奈川県内で働く人に労働福祉事業を行うことを目的に、昭和35年、公益法人の設立許可を受け、財団法人神奈川県労働福祉協会として発足しました。

以来、県の労働行政の一翼を担う者として、当協会が運営する寿労働センター無料職業紹介所において、日雇労働者等の職業紹介や労働相談、求人情報の提供等を行うとともに、厚生労働省委託による技能講習事業やホームレス等就労支援事業を実施するなど、技能労働者の育成・ホームレスの自立支援にも積極的に取り組んできました。

平成22年度には新たに公益財団法人として認定され、社会経済情勢の急激な変化に伴う労働者の置かれた環境の変化に対応するために、労働法や社会経済に関する知識を体系的に学び、労働問題の自主的解決能力の向上や労働環境の改善等に資することを目的とした神奈川県労働大学講座（神奈川県共催事業）や中高年齢者就労支援事業、女性のための就労支援事業等の労働教育事業にも力を注いできました。

設立以来、当協会が取り組んできたこうした事業のめざすところは、県がまさにながわ労働プラザを設置した目的と同様であると考えています。

当協会にとって、かながわ労働プラザは、設立当初から四半世紀にわたって共に歩んできた、きわめて大切な存在であります。

今後も、熱い思いを持って、チャレンジし続ける運営を行ってまいります。

② かながわ労働プラザ運営方針

当協会は、第4期指定管理期間において、神奈川県立かながわ労働プラザ条例・同施行規則、指定管理者業務基準等に基づくとともに、協会で定めた次の運営方針により、神奈川県立かながわ労働プラザを運営します。

■ 運営方針（令和3年度～7年度）

1	労働福祉の活動拠点としての機能の充実	労働者や県民が気軽に集い、交流し、学習し、知りたい情報を入手できる場を整え、労働、生活、芸術・文化教養、健康・未病の活動を支援します。
2	公平・公正な対応	関係法令や県の条例等を遵守するとともに、当協会の倫理規程や組織行動指針等に則り、利用者や地域の信頼・満足度を最大限に高めます。
3	利用者本位の運営	利用者の意見や要望を的確に受け止め、運営に反映させ、ひとりでも多くの方にご満足いただける運営を行います。
4	利用者ニーズに即したサービスの充実	かながわ労働プラザ運営委員会や利用者満足度調査等を通じて利用者の意見や要望等を収集し、プラザの運営に反映させること等により、サービスの充実に努めます。
5	安全・安心で快適な誰もが利用しやすい施設環境の整備	常に防災、防犯等に努め、安全・安心で清潔な利用しやすい施設づくりに取り組みます。
6	地域等と連携した運営	地域の住民やボランティア団体等との連携・協働を進め、地域の一員として、また、地元可愛される施設として、住みよい地域社会の実現に寄与します。
7	簡素で効率的な運営	円滑で質の良いサービスを提供するために必要な体制を整えるとともに、専門性の高い施設・設備の管理業務については専門業者に委託するなど、簡素で効率的な運営を行います。
8	目標値の設定	指定管理期間5年間における利用者数等の目標値を設定し、これを達成するため、様々な事業を企画し、実施、検証、改善しながら取り組みます。

(イ) 業務の一部を委託する場合の業務内容等

○ 専門業者への委託

かながわ労働プラザを安全に安心してご利用いただくために、外部の専門業者のノウハウを活用して、施設・設備等を効果的・効率的に維持管理するとともに、サービスの質の向上に努めます。

例えば、法令で定められた点検業務や専門技術・資格、機械機器類等を必要とする業務については、外部に委託します。なお、委託業者が建築基準法や電気事業法、建築物衛生法、水道法、消防法等に基づき適切に履行しているか、当協会の職員が日常的に確認します。

委託業務（予定）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 建物総合管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃業務 ・ 有人警備業務 ・ 設備保守管理業務 ・ 中央監視装置等保守点検業務 ● 保守点検業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械警備業務 ・ エレベータ保守点検業務 ・ 冷温水発生機保守点検業務 ・ 自動ドア保守点検業務 ・ 防火シャッター定期点検業務 ・ 冷却水処理装置保守点検業務 ・ 消防用設備点検（機器点検）業務 ・ 自家用電気工作物精密点検業務 ・ 緑地管理業務 ・ 機械式駐車設備点検業務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設備品保守業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング機器点検業務 ・ 音響設備点検業務 ・ ピアノ調律業務 ● 廃棄物関連業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物収集運搬・処理業務 ・ 古紙収集運搬・処分業務 ・ 蛍光灯処理・運搬業務 ・ グリストラップ清掃・汚泥処理業務 ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的ホール等設営業務

(2) 施設の維持管理

(ア) 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針

① 基本的な考え方

当協会は、平成7年度からかながわ労働プラザの管理運営を担わせていただいています。この間、施設・設備の安全・衛生面の向上を図るとともに、老朽化に対応するなど、適切な維持管理に努めてきました。

今後も、次のような観点から施設・設備の維持管理を行い、常に利用者の安全・安心・快適さを確保するとともに、施設機能を十分に発揮できるようにします。

- 清掃業務については、施設価値を高められるよう、常に会館内外の清潔と美観を保ちます。
- 保守点検業務については、関係法令に基づき実施し、不具合時には迅速に対応します。
- 受付業務については、人的体制の確保と事務室の環境整備に取り組みます。
- 警備業務については、来館者に安全に安心して利用いただけるよう、確実に実施します。
- 施設・設備の長寿命化を実現するために、計画的・効率的な取組を推進します。

② 具体的な取組

■ 施設価値を高めるための清掃業務

- 施設の清潔さは利用を決める際の大きな要素であり、清潔で気持ちの良い施設環境は利用者満足度やリピート利用に直結するものと考えています。

そこで、日常清掃においては、経験豊かな清掃スタッフ（委託業者）の派遣を確保するとともに、協会のプラザ部門職員も朝夕の施設巡回時等に点検やごみ拾い等を行い、快適な施設の維持に努めます。

- 月に1回程度は、当協会のプラザ部門・本部事務局・寿労働センター部門の職員により、かながわ労働プラザ敷地と外周部の一斉清掃を実施します。

■ 保守点検業務の確実な実施と不具合時の迅速な対応

施設・設備の正常な稼働を維持し、利用者と入居団体の職員に安全で快適な空間を提供できるよう、日常点検と迅速な修繕に努めます。

● 職員等による日常点検

- ・ 毎日、開館前に「施設設備チェックシート」を活用した点検を実施
- ・ 建物総合管理業務スタッフ（委託業者）の保守点検業務員を2人常駐させ、施設内外の巡回と設備等の点検を実施（1日6回）
- ・ 委託業者は、巡回点検を「点検マニュアル」に基づき、安全と衛生の観点から実施するものとし、その結果を「設備点検総括日誌」として作成し、プラザ館長等が日々これを確認

● 不具合時の迅速な対応

不具合が生じた場合は、プラザに常駐している保守点検業務員と直ちに調整し、自家作業で修復が可能か否かを判断します。自家作業による修復が難しい場合は、専門業者と調整し、早急な復旧に努めます。

■ 受付業務の人的体制の確保と受付窓口等の整備

円滑で質の良いサービスを提供するために、受付業務にベテランスタッフを常時最低3人(夜間は2人)配置しています。

また、通常の受付業務に加え、各種の問い合わせや備品・設備の準備等に至る様々な業務について、オールラウンドに対応できるようにします。

さらに、次の取組により接客サービスの充実を図り、リピーターの増加に努めます。

● 外国人への対応

これまでは英語の話せる職員による対応が中心でしたが、多国籍の利用者に対応できるよう、多言語対応の音声翻訳機を導入します。

● プラザ事務室と労働情報コーナーの一体化によるサービスの向上

現在のプラザ事務室と労働情報コーナーの壁を撤去し、一体化することにより、受付スペースを広く確保します。

これにより、車いす等を使用される方にもスムーズに窓口をご利用いただけるようにします。

■ 警備業務の確実な実施

1階にある防災センターに、5時45分から22時30分まで建物総合管理業務スタッフ(委託業者)の警備員を2人常駐させ、1日に館内6回、館外7回の巡回点検を行うとともに、22時30分から翌朝5時45分までは、機械警備を行っています。

また、48台の防犯カメラにより、常時館内を監視しており、事故等が発生した場合や発生の可能性が高い場合には、映像で確認ができるようにしています。

なお、日頃から警察と密接に連携し、施設内外の治安維持に努め、事件・事故の未然防止に努めています。

■ 施設・設備の効果的・効率的な維持管理と長寿命化の推進

利用者への安全・安心の提供と修繕コスト削減の観点から、施設・設備の長寿命化等に積極的に取り組みます。

● データの蓄積や「プラザ施設維持管理推進会議」等を通じた施設管理

庁舎管理者である神奈川県かながわ労働センター、建物総合管理業務委託業者(清掃・設備・警備)をメンバーとする「プラザ施設維持管理推進会議」を毎月1回開催し、施設・設備関係の課題を共有しています。

また、職員や建物総合管理業務スタッフによる日常点検データの蓄積や修繕履歴の分析等を行い、小規模な補修等での対応が可能なら速やかに対処するように努めています。ただし、緊急性の高いものについては、最優先で対応しています。

● 中・長期修繕計画の策定と長寿命化の推進

緊急性はないものの、一括対応が適当なもの及び修繕が広範囲に及ぶもの等については、施設・設備の使用頻度や耐用年数等も踏まえ、中期(5年以内)、長期(5年を超える期間)に分けて修繕計画案を策定し、庁舎管理者である神奈川県かながわ労働センターと協議・調整しながら、施設・設備の長寿命化を推進します。

中期修繕計画（第4期指定管理期間中に検討予定の修繕等の項目）

	施設整備検討項目	状況・理由
設備	調光設備の更新（3階多目的ホール）	経年劣化
	冷温水発生器オーバーホール	経年劣化
	和室の畳替え	経年劣化
	会議室照明の安定器の交換（LED化）	蛍光灯安定器の老朽化
	図書管理システムの更新	経年に伴うシステム更新
備品	音響設備（第3会議室）	経年劣化
	トレーニング機器	経年劣化
	ホール・会議室の机・いす	経年劣化

長期修繕計画（第4期指定管理期間を超える期間で検討が必要になるとと思われる修繕等の項目）

	施設整備検討項目	状況・理由
設備	エレベータオーバーホール	安全維持のための全分解整備
	消防設備の更新	安全維持のための更新
	中央監視装置の更新	安全維持のための更新
	会議室等のタイルカーペットの交換	経年汚損
	会議室等クロスの張替え	経年汚損
	駐車場設備のオーバーホール	経年寿命による部品等の交換
備品	液晶プロジェクターの交換	経年寿命による交換
	音楽スタジオ音響設備の更新	経年寿命
	ホール・会議室の演台の更新	経年汚損

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

ア 利用促進のための取組

(ア) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

かながわ労働プラザの利用人員は次のとおり増加しており、第3期指定管理期間（平成28年度～令和2年度）においては、年度平均（平成28年度～令和元年度の4か年平均）約37.1万人となっています。

当協会の運営によるかながわ労働プラザの利用者数の推移

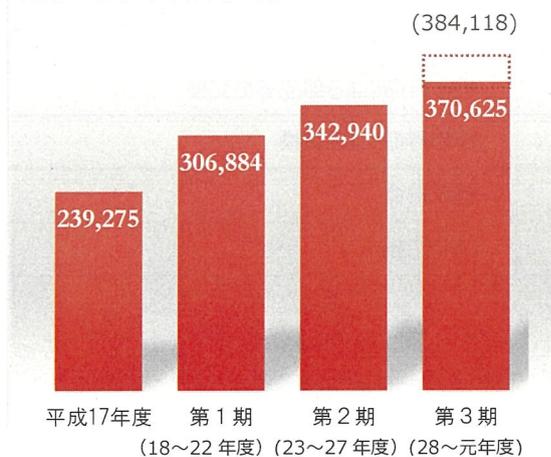
年 度	受託事業者		指定管理者	
	平成17年度	第1期年度平均 (18～22年度)	第2期年度平均 (23～27年度)	第3期年度平均 (28～元年度)
利用人員（人）	239,275	306,884	342,940	370,625 ※(384,118)

※（ ）内の数値について

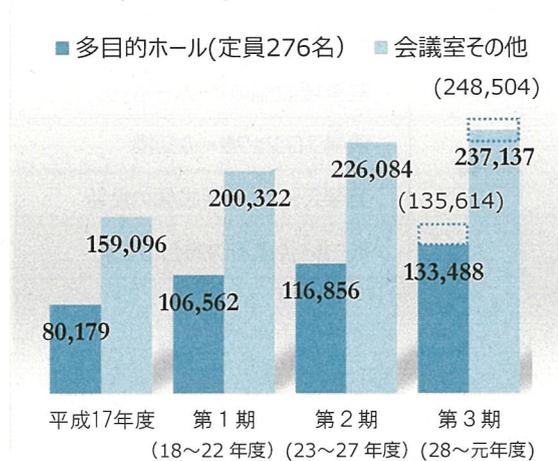
平成30年度は、8月から2月まで4階会議室等の空調設備改修工事が実施され、会議室等が閉鎖されたことから、同期間の利用人員を平成29年度の同期間の利用人員と同じと仮定して算出した数値です。

また、令和2年2月以降は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、国及び神奈川県からのイベント等の開催自粛・休館の要請を受けて、また、これに先立つ当協会の自主的判断により、一部施設の利用制限等を実施したことから、同期間の利用人員を平成30年度の同期間の利用人員と同じと仮定して算出した数値です。

利用人員（年度平均）



利用人員(年度平均)の施設別内訳



当協会は、次期指定管理期間において、次の「利用促進の基本方針」等に基づき、さらなる利用者の増加と満足度の向上に努めます。

① 利用促進の基本方針

利用者を増やしていくためには、過去・現在を分析の上、将来的な視点をもって効果的な方策を検討・実施するとともに、それらを検証し、さらなる取組に結びつけていくことが重要であると考えています。

当協会は、これまでの利用者数の推移や、利用促進のために実施してきた取組・今後実施予定の取組等を踏まえ、次期指定管理期間中の利用人員の目標値を次のとおり設定します。

■ 目標値の設定

第4期指定管理期間における利用人員の目標値	
各年度 42 万人	指定管理期間（5年） 210 万人

② 利用促進のための取組

これまでの取組

- 各種利用料金サービスプランの実施
 - 一人割サービスプラン : 音楽スタジオを1人で利用される場合、設備使用料を無料
 - 当日追加半額プラン : 会議が長引いた場合等、当日、利用時間を追加される場合には延長料金を半額
 - 学割サービスプラン : 学生の方を対象に音楽スタジオの設備使用料を無料
- 利用ごとにポイントがたまるポイントサービス
 - 8階トレーニングルームのトレーニング機器利用の際に、利用ごとにポイントがたまり、一定ポイントがたまったら、9階レストランのランチ無料券を提供
- プラザ自主事業に参加された方々による自主サークルの立上げ・活動に対する支援
 - プラザ自主講座等の受講者が自主的に活動を続けることを希望される場合には、サークルの立上げや活動への支援を行っており、これにより継続的な利用の拡大を図っています。
 - 【実績例】スポーツ吹き矢、ヨガ、ピラティス、チョークアート、フラワーアレンジメント等
- 貸しロッカーサービス、横断幕等作成サービス(有料)
 - 定期的に利用されている自主サークル等の方々を対象に、利用時に使用される物品をお預かりしています。また、会議や大会等で使用される横断幕等の作成を代行しています。
- 県立2図書館（県立図書館・県立川崎図書館）との連携による図書貸出しサービス（P15）

新たな取組

- プラザカルチャークラブ・メンバーシップサービス
 - 入会した方に、次の特典を導入します。
 - ・ かながわ労働プラザ主催の講座等を全て5%～10%引き
 - ・ 講座情報提供サービスとして講座情報を会報誌にまとめ定期的にいち早くお知らせ
 - ・ 9階レストランで利用できる無料ドリンク券をプレゼント
- キャッシュレス化の推進
 - 神奈川県「キャッシュレス都市（シティ）KANAGAWA宣言」を踏まえ、かながわ労働プラザにおいてもキャッシュレス化を推進します。
- 9階レストランと連携したランチメニューの開発
 - 未病対策、健康づくり対策につながるランチメニューを開発し、来館者に提供します。

③ お客様本位の接客サービスの提供

時代とともに変化していく来館者のニーズを汲み取り、そのニーズにお応えするサービスに努めるとともに、ホスピタリティ・マインドをもった接客サービスを提供することにより、利用者の満足度の向上に努めます。

■ これまでの取組とさらなるサービスの充実

● 利用者目線に立った「おもてなし」

「接遇マニュアル」のリニューアルや職場研修の充実等に取り組み、お客様とのコミュニケーション能力を高め、利用者からの問い合わせや質問を正しく理解し、さらにその先にあるご要望をキャッチできるようにすることにより、利用者が心地よく感じ、また来たいと思っただけの施設運営をめざします。

● 利用者からのご要望に「できません」と言わない対応

利用者の多様なニーズへの対応が難しい場合にも、可能な限り、その代替手段を考え、利用者提案します。

● 「プラザコンシェルジュ」ワンストップサービスの充実 一部^新

1階利用受付窓口では、かながわ労働プラザの総合インフォメーションとして、公の施設やプラザ入居団体への来訪者等への対応や近隣のご案内も実施しています。

今後、プラザ周辺の公共機関の所在地を記載した案内図等を作成し、配布します。

● 宅配便発送・受取サービス

プラザをご利用いただく際に使用される機材や資料等について、宅配便でお送りいただいたものを利用日までお預かりし、また、利用終了後は発送しています。

● プラザ傘の貸出し

急な雨の際に、プラザ受付にて傘をお貸ししています。

■ 会議室設営サービス

会議室利用の際は、利用者による設営と原状復帰が基本となっていますが、最大収容定員が約300人の多目的ホールについては、利用者が要望される設営と原状復帰をプラザ部門職員が行うこととしています。

なお、会議室についても高齢者が多い場合等は、設営と原状復帰をプラザ部門職員が行うこととしています。

■ 4階フロアのサービスカウンターの設置等 一部^新

4階会議室の利用者が1階利用受付窓口に出向かなくても会議室の施錠・開錠、会議室ご案内、コピーサービス、利用受付等ができるよう、サービスカウンターを設置しています。

今後、さらにデータプリントや老眼鏡の貸出し等、「かゆいところに手が届く」サービスを提供します。

■ トレーニング機器利用者に対する指導・助言の実施 ^新

運動に関する専門知識を有する者を配置し、トレーニングルームにおける機器利用にあたっての指導・助言を行います。

④ 誰もが利用したくなる快適な施設づくり

平成7年10月のかながわ労働プラザのオープンから時代のニーズに合わせ、LED照明やWiFi環境等の整備に取り組んできました。

第4期指定管理期間においても、利用者のニーズに応え、備品・設備の整備に努めます。なお、計画的に実施するために、中長期修繕計画を策定します。(P8)